

64 類

履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品

サッカー用スパイクシューズ、電気加熱式スリッパ、革製の靴、ゴム長靴、スキー靴、革製のスポーツ用の履物、幼児用の長靴（ゴム製）、レスリングシューズ

ゴム長靴



スパイクシューズ

革製の靴

履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品

重要な部・類の注

《第 64 類 履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品の注の規定》

1 この類には、次の物品を含まない。

(c) 第 63.09 項の中古の履物

(d) 石綿製品（第 68.12 項参照）

(e) 整形外科用の履物その他の機器及びその部分品（第 90.21 項参照）

(f) がん具の靴及びアイススケート又はローラースケートを取り付けたスケート靴並びにすね当てその他これに類する保護用スポーツウェア（第 95 類参照） など

備考 1

この類において、「体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物」とは、テニスシューズ、バスケットシューズ、体操シューズ、トレーニングシューズその他これらに属する履物のほか、登山靴、乗馬靴、その他のスポーツ活動用に供する履物をいい、スポーツ用の履物（スポーツ活動用として製造した履物で、スパイク、スプリング、ストップ、クリップ、バーその他これらに類する物品を取り付けてあるもの及び取り付けることができるもの並びにスケート靴、スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）、スノーボードブーツ、レスリングシューズ、ボクシングシューズ及びサイクリングシューズ）を含まない。

64 類

履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品

出題例

【問題】

アイススケートを取り付けたスケート靴は、履物として第64類に分類される。

【問題】

第64類（履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品）には、ローラースケートを取り付けたスケートを含まない。

64 類

履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品

解答

【問題】

アイススケートを取り付けたスケート靴は、履物として第 64 類に分類される。

【解答】 誤り。

アイススケートを取り付けたスケート靴は、運動用具として第 95 類に分類される（第 64 類注 1 (f)）。

【問題】

第 64 類（履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品）には、ローラースケートを取り付けたスケートを含まない。

【解答】 正しい。

第 64 類注 1 (f) によりローラースケートを取り付けたスケート靴は、第 64 類には、含まれず第 95 類の運動用具の物品に含まれる。

65 類

帽子及びその部分品

ゴム製水泳帽、革製の帽子

革製の帽子

ゴム製水泳帽



キャップ

麦わら帽子

66 類

傘、つえ、シートステッキ及び
むち並びにこれらの部分品



67 類

調製羽毛、羽毛製品、造花及び
人髪製品

羽毛皮、かつら

